

平成24年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第211回定例会 7月24日開会

7月24日閉会

第211回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

平成24年7月24日（火曜日）

第211回仙南地域広域行政事務組合議会定例会 平成24年7月24日(火)

出席議員(16名)

1番 保科 惣一郎 君	2番 佐藤 英雄 君
3番 佐藤 正友 君	4番 谷津 睦夫 君
5番 佐藤 長成 君	6番 馬場 勝彦 君
8番 管原 研治 君	9番 佐藤 巖 君
10番 庄 司 充 君	11番 斎藤 万之丞 君
12番 吉野 敏明 君	13番 我妻 弘国 君
14番 大坂 三男 君	16番 大宮 博吉 君
17番 海川 正則 君	18番 佐藤 吉市 君

欠席議員(2名)

7番 村上 満 君	15番 大浪 俊憲 君
-----------	-------------

説明のため出席した者

理 事 長 風 間 康 静 君	理事長職務代理者 滝 口 茂 君
理 事 大 友 喜 助 君	理 事 村 上 英 人 君
理 事 梅 津 輝 雄 君	理 事 齋 清 志 君
理 事 佐 藤 英 雄 君	理 事 小 山 修 作 君
理 事 保 科 郷 雄 君	助 役 岩 間 利 裕 君
教 育 長 佐 藤 隆 夫 君	監 査 委 員 小 原 研 一 君
会 計 管 理 者 倉 繁 敏 行 君	総 務 課 長 佐 藤 克 也 君
企画財政課長 阿 部 和 之 君	滞納整理課長 小 形 治 君
介護保険課長 佐 藤 直 之 君	業 務 課 長 加 藤 弘 一 君
消 防 長 大 松 敏 二 君	次 長 宍 戸 克 美 君
管 理 課 長 佐 藤 義 信 君	消 防 課 長 高 橋 昌 利 君
教 育 次 長 岡 田 定 一 君	業務課課長補佐 加 藤 雅 章 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 正 俊 君	書 記 佐 藤 貴 之 君
-------------------	---------------

議事日程

平成24年7月24日（火） 午後3時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 第16号議案 監査委員の選任について
- 第 8 第17号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第7号））
- 第 9 第18号議案 屈折梯子付消防自動車の取得について
- 第10 第19号議案 水槽付消防ポンプ自動車の取得について
- 第11 第20号議案 仙南地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第12 第21号議案 平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

午後4時37分 閉会

本日の会議に付した事件

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

一般質問

報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について

報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について

第 1 6 号議案 監査委員の選任について

第 1 7 号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 3 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 7 号））

第 1 8 号議案 屈折梯子付消防自動車の取得について

第 1 9 号議案 水槽付消防ポンプ自動車の取得について

第 2 0 号議案 仙南地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 2 1 号議案 平成 2 4 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

~

午後3時 開会

○議長（我妻弘国君） 開会に先立ちまして、御紹介を申し上げます。

去る7月15日に角田市長選挙が告示されました。その結果、大友喜助さんが無投票で当選され、引き続き、当組合理事に御就任されることになりました。

この際、大友理事に御登壇の上、御挨拶をいただきたいと思います。

〔理事 大友喜助君 登壇〕

○理事（大友喜助君） 角田市長の大友喜助でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。この度の角田市長選挙がございまして、再選を果たすことができました。昨日、当選証書の付与をしていただきました。議員の皆様方、そしてまた理事の皆様方にいただきました御厚情に対しまして、この場をお借りいたしまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

引き続き、理事の一人として山積いたします諸課題の解決のために誠心誠意、力を尽くしてまいり所存でございますので、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（我妻弘国君） これより、第211回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めています。

本日の会議に、7番村上満君、16番大浪俊憲君から欠席の届けがあります。

ただ今の出席議員は16名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めます。

日程第1 議席の指定

○議長（我妻弘国君） 日程第1、議席の指定を行います。

既に御承知のとおりであります。去る3月31日の川崎町議会議員の改選に伴い、組合規約第5条の規定により、当組合議会議員となられました方々の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において15番大浪俊憲君、16番大宮博吉君を指定いたします。

改めて、新たに組合議員になられた方々を御紹介いたします。4月4日付けで川崎町議会議長となられました大浪俊憲君でございますが、本日、欠席の届出があります。

同じく、4月4日付けで川崎町議会において組合議員に選ばれました大宮博吉君でございます。

〔16番 大宮博吉君 登壇〕

○16番（大宮博吉君） 川崎の大宮博吉でございます。今後とも、よろしくお願いいたします。
ます。（拍手）

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、10番庄司充君、17番佐藤吉市君の両名を指名いたします。（「17番俺なんだけど、佐藤吉市君と違うんだけど。18番佐藤吉市君じゃないですか」の声あり）

○議長（我妻弘国君） 失礼しました。18番佐藤吉市君の両君を指名いたします。申し訳ありませんでした。

日程第3 会期の決定

○議長（我妻弘国君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4 諸報告

○議長（我妻弘国君） 日程第4、諸報告を行います。

先ほど申し上げましたように、川崎町議会議員の改選に伴い、議会運営委員会の委員に欠員が生じたので、仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例第4条の規定により、4月11日付けで大宮博吉君を指名選任いたしました。

また、このことに伴い、議会運営委員長も欠員となっておりましたので、7月20日開催の同委員会において、委員長に吉野敏明君、副委員長に馬場勝彦君が選任されましたので、併せて報告いたします。

次に、監査委員から監査結果の報告がありました。その写しはお手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続いて、理事長より報告があります。風間理事長。

○理事長（風間康静君） 皆さん、こんにちは。

本日ここに、第211回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席をいただき、提出案件の御審議を煩わすことができますことを厚くお礼申し上げます。

行政報告に先立ちまして、一言お祝いを申し上げます。先般行われました川崎町議会議員選挙に際しまして、めでたく御当選されるとともに、当組合議会議員に選任されました大浪俊憲議員及び大宮博吉議員におかれましては、ただ今、議席の指定を受けられ、改めて御就任のお祝いを申し上げます。今後の御協力、御支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、行政報告といたしましては、はじめに、職員の懲戒処分についてであります。白石消防署蔵王出張所の職員が、平成24年5月31日の週休日に、柴田町大字成田字寺前地内の県道において、制限速度50kmのところを時速95kmで走行したため、取締りの警察官に時速45kmの速度超過により道路交通法違反で検挙され、反則点6点と30日の免許停止の処分を受けたものであります。これに係る職員の懲戒処分等について、助役を会長とする職員分限懲戒審査会に諮問をし、この審査会の答申を受け、去る7月10日の理事会において、本人については戒告処分と決定したほか、上司である白石消防署長には文書による注意処分を行ったところであります。

今回の違反行為は、週休日とはいえ、消防職員として模範を示すべき公務員であり、自立心の欠如、認識の甘さに起因したものであることに鑑み、直ちに消防長に対し、法令遵守の確保について、強く命じたところであります。昨今、違反行為等から発生する交通事故が多発し、この撲滅が再三叫ばれている中、当組合においても法令の厳守と綱紀粛正及び服務規律の確保について、繰り返し注意を喚起いたしておりますが、一般国民以上に厳しく、高度の行為規範に従うことが要求される消防職員が違反を起こしたことにつきましては、住民の皆様には不信感を抱かせたばかりか、名誉を傷つけ、ひいては広域全体の信用と品位を失墜させてしまいましたことは誠に申しわけなく、議員各位及び住民の皆様に対し、理事会を代表して心よりお詫び申し上げる次第であります。

次に、（仮称）仙南クリーンセンター整備に係るその後の取り組み状況についてであります。施設建設に係る地元同意であります。角田市と当組合による合同説明会及び先進地視察を重ね、精力的に進めてまいりました結果、建設場所である角田市毛萱字西ノ入地区の住民代表により組織された（仮称）仙南クリーンセンター建設に係る立地対策連絡会議より、本年4月6日付けで同意することの了承をいただいたところであります。

その後、6月に入りまして、同連絡会議の佐藤会長から、改めて整備内容の確認をしたい旨の要望が出されたことから、去る7月10日の第464回理事会において、（仮称）仙南クリーンセンターにおける処理対象ごみは、可燃ごみ、仙南最終処分場からの掘り起こしごみ、仙南リサイクルセンターからの可燃残渣、し尿脱水汚泥、その他のプラスチック、災害ごみの6品目とすること、また、竹の内産業廃棄物処分場の廃棄物は、（仮称）仙南クリーンセンターでは処理しないことを確認し、文書により同連絡会議に報告、改めて御理解をいただいております。今後は、①より安心・安全な施設として万全な取

り組みを行うこと、②徹底した情報の公開を行うことという地元からの要望事項を念頭に置きながら、平成28年度の稼働開始を目指し、取組んでまいります。

次に、（仮称）仙南クリーンセンター施設整備計画の変更についてであります。昨年度設置されました仙南地域広域行政事務組合施設基本計画検討委員会では、昨年9月から本年3月まで、計5回の会議を重ね、本年4月12日、施設基本計画検討結果の答申をいただいたところであります。理事会として、この答申内容を尊重しつつ慎重に検討を重ね、去る5月8日の理事会において施設整備計画概要の変更を決定したところであります。この主な内容は、施設整備に向けた基本方針として、1点目、安心・安全な施設、2点目、安定稼働が可能な施設、3点目、環境負荷低減が可能な施設、4点目、最終処分場の負荷の軽減に資する施設、5点目、経済性に優れた施設、6点目、圏域住民への環境啓発に資する施設、7点目、東日本大震災の教訓を活かした施設の7項目を柱としております。その他、処理対象ごみを(1)可燃ごみ、(2)仙南最終処分場からの掘り起こしごみ、(3)仙南リサイクルセンターからの可燃残渣、(4)し尿脱水汚泥、(5)その他のプラスチック、(6)災害ごみの6品目として、処理能力は1日あたり200トン、事業方式は民間事業者が設計、施設建設及び運営管理を一括で行い、組合は設計から建設に関与し施設を所有するDBO方式とし、事業期間を15年間とし、従来の施設整備計画を変更し、去る5月14日の議員全員協議会において御説明を申し上げたところであります。DBO方式により事業を進めるにあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律いわゆるPFI法の趣旨に基づく、事業者の選定から契約の締結までの総合的なアドバイザー支援について、本年5月21日に専門のコンサルタントと施設整備計画支援業務委託契約を締結いたしております。また、事業者の選定にあたっては、PFI法に基づいた事業者の募集及び選定の手続きの中で、公平性、透明性、客観性等を確保することが重要であり、また、各分野の専門性が求められることから、廃棄物処理技術、環境汚染防止、PFI手法、法務、企業経営の分野から、専門の知識を有する学識経験者5名で組織する（仮称）仙南クリーンセンター事業者選定委員会を設置し、先ほど申し上げた基本方針の全てに適う事業者の選定をしてまいりたいと考えております。

次に、家庭ごみ有料化についてであります。去る7月1日から仙南地域において家庭ごみの有料化がスタートいたしました。この制度は、当初、昨年10月の開始を予定しておりましたが、東日本大震災の発生を受けて9ヶ月間実施を延期していたものであります。これまで、組合と構成市町では、家庭ごみの有料化スタートに向けて、地域住民への浸透を図るべく、広報やチラシの配布、地区ごとの住民説明会開催等、周知活動に取組んでまいりました。その結果、施行後初の収集日となった7月2日には、ほとんどの集積所に新たな黄色の有料指定袋が並びました。一方で、旧指定袋で排出される事例も一部ありましたが、違反ごみへの警告ステッカーの貼付、各市町衛生担当課による集積所の巡回等により周知が図られ、ほどなく有料指定袋での排出が徹底されたところであ

ります。

有料指定袋の流通につきましては、制度開始の7月1日前後に、想定を超える大量の発注が集中したため、一時的に品不足が生じた販売店があり、住民の皆様にご迷惑をお掛けしましたが、製造業者に緊急の増産を指示した結果、現在は順調に流通しているところであります。ごみ袋販売店の登録数は、7月20日現在で306店となっており、住民の方が指定袋を購入し易くなるよう、引き続き、圏域内の商店等に登録の呼び掛けを行ってまいります。

有料化によるごみ減量の効果につきましては、開始から間もないため、まだ集約できておりませんが、衛生センターに搬入されるごみは前年同期と比較しても、確実に減少している状況であります。組合といたしましては、今回の有料化のみならず、引き続き構成市町と連携を取りながら、住民の皆様の理解と協力を得られるよう周知啓発に取り組み、一層のごみ減量化を推進してまいりたいと考えております。

次に、大震災後の、ごみ、し尿の処理に係る支援活動についてであります。亘理名取共立衛生処理組合では、沿岸部に立地していたごみ処理施設が甚大な被害を被ったため、同組合との間で家庭系一般廃棄物の処理に関する協定書を取り交わし、日々排出される名取市、岩沼市、亘理町及び山元町の家庭系一般廃棄物を受入れてまいりましたが、この度、同組合のごみ処理施設の復旧工事が完了したことから、7月13日をもって搬入終了したい旨の申し出がありました。震災直後の昨年3月28日から約1年4ヶ月にわたり、約1万6,000トンのごみを受け入れ、支援活動を終了したところであります。なお、し尿処理関係については、旧白石衛生センター第一事業所の施設を同組合に無償貸与し、同組合の職員により処理を行っております。被災したし尿処理施設の復旧工事も順調に進捗しているとのことですが、工事完了まで継続して施設を貸与し、支援してまいりたいと考えております。

次に、消防救急無線設備及び消防救急無線施設の災害復旧工事の進捗状況についてであります。この関係については、去る2月29日の第209回議会定例会において御報告しておりますが、その後の状況について申し上げます。

まず、消防救急無線設備についてであります。各基地局及び各署所に整備する無線機器及び各消防車両に搭載する車載無線機や携帯無線機については、現在、メーカーの工場において鋭意製造中であり、進捗率が約80%となっております。なお、基地局に整備する無線機器及び空中線設備につきましては、次に申し上げる消防救急無線施設災害復旧工事が完了次第、直ちに着手することとしております。

次に、消防救急無線施設についてであります。5ヵ所に設置する基地局の無線塔の基礎工事は全て完了し、9月中旬ごろまでに本体工事を終える予定となっております。また、無線塔に併設する局舎については8月中旬に着手することとしており、今後も、引き続き安全管理に万全を期しながら、工期内の完成に向け最善を期してまいります。

最後に、A Z 9 ジュニア・アクターズのオーディションの結果についてであります。将来の圏域を担う人材育成事業として継続実施しておりますA Z 9 ジュニア・アクターズ養成事業であります。本年度も第20期生として、圏域内の小学4年生の児童を対象に募集いたしましたところ、13名の応募があり、去る6月10日にオーディションを行い、参加した11名全員を選考したところであります。第18期生、第19期生と合わせ、計34名のジュニア・アクターズは演出家からの演技等、舞台芸術の指導を受け、来年2月の拠点公演に向け、レッスンを開始したところであります。

以上、御報告をいたします。

日程第5 一般質問

○議長（我妻弘国君） 日程第5、一般質問を行います。

本定例会における一般質問の通告者は1名であります。

発言を許します。2番佐藤英雄君、登壇願います。

〔2番 佐藤英雄君 登壇〕

○2番（佐藤英雄君） 防火対象物の査察状況等について質問いたします。

去る5月13日に発生した広島県福山市のホテルプリンスで、宿泊客7名が死亡した火災があったことは記憶に新しいところであります。このホテルの火災は、ホテルの構造や経営者側の防火意識の低さだけでなく、防火体制の不備を長年放置した消防の指導不足に加え、自治体が違法建築を確認し使用禁止命令が出せる可能性があったにもかかわらず、事実上放置していた事も、被害の拡大の一因になったとの見方が強まったとのこととであります。

一方、福山地区消防組合消防局でも2年に1回以上とする内規に反し、人員不足や査察対象物の増加により緊急性が低いと判断し、9年間立入検査をしていなかったことが判明、自治体や消防が防火体制の不備を放置した事が被害を拡大させた可能性もあるとのことで、ずさんな対応が浮き彫りになったところであります。そこで伺います。

1点目、圏域内の査察対象物の数を伺います。

2点目、不備や欠陥がある対象物の数を伺います。また、どのような不備、欠陥が多いのか、主なものを伺います。

3点目、不備や欠陥がある対象物に対し、改善を求めたものがあるのか。また、改善を求めた場合、改善後再度確認しているのか伺います。

4点目、防火管理者がいる査察対象物があると思うが、どのような指導をしているのか伺います。

5点目、圏域内には何ヵ所か温泉地がありますが、温泉地に対して火災予防等の指導は、どのようにしているのか伺います。

6点目、人員不足や査察対象物増加も立入検査をしていなかった原因の一つと申しま

したが、当組合は人口や面積、財政面から見て、消防職員の人数が適正なのかどうか伺います。また、他団体と比較した場合、どのような状況となっているのか伺います。

以上で終わります。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） 佐藤英雄議員の御質問について、1点目から5点目までは消防課長に、また、6点目の詳細につきましては消防長より答弁いたさせますが、6点目の消防職員数に関して、理事会の統一した見解を申し上げます。

当組合の消防職員数については、消防費に係る基準財政需要額から算出した場合、その充足率は条例定数206名で88%となっており、県内各消防本部と比較した場合でも、決して高いとは言えない状況であります。しかしながら、消防職員の増員、すなわち人件費の増加は、組合を構成する各市町の財政負担に直接的に跳ね返るものであり、構成市町においては、未だ東日本大震災からの復旧の道半ばであり、今後、長期的展望に立った消防の財政見直しを立てさせ、組合構成市町の意見を十分に踏まえたうえで、理事会として慎重に検討してまいりたいと考えております。私からは以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。消防課長。

○消防課長（高橋昌利君） 理事長の命によりまして、佐藤英雄議員の御質問の1点目から5点目までについてお答えいたします。

1点目の圏域内の査察対象物数についての御質問であります。査察対象物については、旅館、ホテルや工場等の防火対象物と液化石油ガス施設、火薬類施設やガソリンスタンド等の危険物施設等に分かれており、平成24年3月31日現在の圏域内の施設数は、防火対象物が2,987施設、危険物施設等が2,981施設となっております。

2点目の不備や欠陥がある対象物数及び不備、欠陥の主な内容及び3点目の不備や欠陥がある対象物に対する改善の要求及び改善後の再確認についての御質問であります。関連がありますので、一括してお答えをいたします。平成23年度に行った防火対象物の査察1,493件に対し、法的に何らかの不備事項があったものは555件で、その内容は、消防訓練未実施、消防用設備点検の未実施、防火管理者の未選任が主なものとなっております。また、危険物施設等については、1,446件に対し111件で不備事項があり、その内容は、定期点検未実施、危険物取扱者の保安講習未受講、名称等変更届出未提出が主なものとなっております。これらの不備事項については、後日、代表者あてに立入検査結果通知書を交付し、通常1ヶ月以内に改善計画又は改善結果を文書で報告するよう求めています。平成23年度に行った査察においては、組合消防法等違反の処理に関する規程に基づく使用停止命令や許認可の取消し等の重大な違反事例はなく、いずれも軽微な違反であり、文書による報告で次回査察時に確認を行っているところであります。

佐藤議員の御質問にもありました広島県福山市のホテル火災につきましては、当消防本部としても重く受け止めまして、早速、事故翌日から重点的に宿泊施設を対象として

特別査察を実施したところであります。温泉地を含め、ホテル、旅館等、該当する89件のうち32件において消防訓練未実施、消防用設備の一部未設置、防火管理者未選任等の不備事項が判明し、目下、早期改善に向けて指導しているところであります。

4点目の防火管理者に対する指導内容についての御質問であります。消防法の規定により、施設の用途や収容人員数によって、防火管理者の選任が義務付けられております。当管内におきましては、防火対象物数2,987施設のうち、防火管理者が必要な施設は1,634施設となっております。防火管理者は、所定の講習を終え資格を取得した者から選任することとされておりました。消防計画の作成、消防訓練の実施、火気取扱いの監督、消防用設備の維持管理等、重要な任務を担うこととなります。防火管理者に対する指導につきましては、消防計画を作成する際に所轄の消防署において直接指導し、定期的な消防訓練の実施時には、職員が出席して防火管理者も含めた訓練参加者に対して指導にあたっております。さらに、査察時には、火気の手扱いや消防用設備の維持管理等の指導、助言を行っているところであります。また、大規模な防火対象物の防火管理者には5年毎の再講習が義務付けられておりました。年1回消防本部において講習会を開催しているところであります。

5点目の温泉地に対する火災予防等の指導についての御質問であります。当管内には、小原、鎌先、遠刈田、青根等の温泉地がありますが、温泉地に対しましては、一部ではありますが、関連団体の研修会等を通して講演や初期消火訓練の指導を行っております。火災予防等の指導においては、今回の東日本大震災による教訓からも、実際に火災が発生した際の地域住民同士の連携による初期消火や応急処置、大規模災害時における避難活動等を充実させるため、自主防災組織等の役割が重要になってまいります。特に温泉地は、宿泊施設が集中していることから、消防としましては、各市町における組織化の取り組みに対して、積極的に支援にあたっていきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 次に、消防長、答弁。

○消防長（大松敏二君） それでは理事長の命によりまして、佐藤英雄議員の御質問にお答えいたします。

6点目の当組合の消防職員数が適正かどうか、また、他団体と比較した場合の状況についての御質問であります。はじめに、現在の当組合の消防職員数であります。組合職員定数条例に基づく消防事務部局の定数206名に対し、定数外扱いとなっている消防学校初任総合教育入校中の学生10名及び宮城県防災ヘリコプター派遣職員1名を除いて、定数より5名減の201名となっております。

消防職員数を算出する基準としては、10万人の標準団体を想定して地方交付税の算出に用いる消防費に係る基準財政需要額によるものが一般的であります。その基準により算出した場合の当消防本部の職員数は234名となり、現在の条例定数による充足率は88%となります。これを県内の他11消防本部と比較した場合、充足率の高い順から、栗原市

消防本部の168.3%、気仙沼・本吉消防本部の165.5%、登米市消防本部の140%となっており、当消防本部は仙台市消防局の82%、岩沼市消防本部の87.7%に次いで下から3番目となっております。

このような状況であります。当組合消防本部の職員定数につきましては、平成22年12月の第201回議会定例会における渡邊誠議員の一般質問にお答えしているとおり、まずは条例定数である206名を確保してまいりたいと考えております。当初の計画では、来年度において条例定数の206名となる予定でしたが、勧奨退職者が出ていることから206名を確保できるのは平成26年度となる予定であります。

現在、消防本部としては地域住民へのサービス低下を招かないように、査察や各種訓練及び救急講習等については、すべて24時間勤務を終えた非番職員で対応しておりますが、県内の他消防本部の査察体制等について調査しましたところ、すべての消防本部において、査察専従員や当番者及び日勤者で対応している状況であります。更には、今後発生が予想される東日本大震災のような大規模災害への応援活動や各種災害の複雑多様化等により、消防職員への負担が年々増しているのが現状であります。

このことから、先ほど理事長がお答えいたしましたとおり、消防本部として、今後、増員した場合の人件費を含めた長期的展望に立った消防の財政計画を策定し、構成市町と十分調整等を行い、理事会において協議、検討していただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 2番佐藤英雄君、再質問許します。

○2番（佐藤英雄君） それでは、項目ごとに再質問させていただきます。

まずは、福山市のホテル火災の翌日から特別査察をなされたということで、素早い対応に改めて感謝を申し上げます。そう言いながらも、555カ所の不備な箇所があったと、その中でも宿泊施設等に32カ所の不備な事項があったということでございます。消防訓練の未実施や消防用設備の一部未設置、防火管理者の未選任等は、事業者の防火対策に対する意識が薄いのかと思われます。そこでですね、事業者が防火管理者となってくること、事業者がその中で防火管理者を選任しているところがあると思うんですが、そこらへん分かれば教えていただきたいと思います。分かんなければ、今でなくても結構ですが。

4点目、防火管理者の必要な施設が1,634あるというわけですが、普通であれば1,634人が講習を受けていると思われますが、全部受けているのか、皆さんが受けているのかどうかお尋ねします。もし受けていれば、先ほどのような不備事項は出てこないのかなと思うんですが、そこはちょっとどうなのかお尋ねしたいと思います。

また、定期的に温泉地において消火訓練又は色んな訓練をやっているということですが、温泉地ごとにやっているものか、それとも事業所ごとやっているのか、そこらへんどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

5点目、各市や町には、それぞれ自主防災組織ができているところもあると思われます。しかしながら温泉地においては、なかなか、そういう自主防災組織はないのかなと思うんですが、特に、事業所同士というのは、なかなかそういう意識がうまくいってないんじゃないかなと私は思うんです。そういうところで指導する際には温泉組合の、要するに社長さん達とか、女将会とか、そういうところに徹底して指導しないと、不備事項も直らないんじゃないかと思われます。または、整備等できてないというところは、見逃しなんかはしてないのかどうか、例えば、福山市は金銭的にできなかったということもありますので、この圏内においては、そういう金銭的な面で整備ができてないということがあるのかどうかお尋ねしたいと思います。

6点目ですが、先ほどに栗原、また気仙沼・本吉の160%台という数値が出てんですが、ここの圏域の約倍になっているんですが、それはどのような（一聞き取れず）からそのようになっているのかお尋ねしたいと思います。なかなか、この圏域の234名にしろと言っても無理な話だとは思いますが、せめて206名位は早急に確保していただければと思っています。

また、人が増えないために、非番の人に講習や訓練をしてもらっているということで、大変、負担がかかっているんじゃないかと、通常の職務に支障がないのかどうか、それも答弁してください。例えば、退職者のOBの方にそういう組織を作っていただいて、そういう人達に協力してもらおうということとはできないかどうかもお尋ねしたいと思います。

いずれにせよ、定員未満ということで、大変厳しい人数でやっているわけですので、どうしても増えなければ、もっと消防団に力を入れるとか、もっと対策とっていただければと思っていますが、これは、理事長なのか消防長なのか分かりませんが、このへんお尋ねしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。理事長。

○理事長（風間康静君） お答え申し上げます。

まず、その消防の職員数なんですが、先ほど来からも申し上げてますが、206名、何とか今しようとして、来年度から…。先ほど言ったように、入ってまず1年間学校に行くもんですから、それをこう計算していったら206名にもっていこうと思ったら、勧奨と急に言われてしまうと、どうしてもその部分が足りない…。

今議員のお話するように、まずは206名に何とかもっていけるように、今後も鋭意努力をしてまいりたいと思っています。それは、先ほど来も申しました理事会のほうでしっかりと揉みながら、各市町の財政状況を見ながら、進めていきたいというふうには思っています。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。消防課長。

○消防課長（高橋昌利君） まず1点目でございますが、防火管理者ですね、事業主がな

っているところがあるかということなのですが、この数に対しては、正式な数は捉えておりませんので、よろしくお願いいたしますと思います。当然、事業主がですね、そのまま防火管理者になってる事例はございます。

それから、2点目でございますが、再講習の件でございます。再講習はですね、一応5年に1回ということで義務付けられております。規模的には、収容人員が300人以上の大規模施設でございまして、先日も、当消防本部におきまして再講習を実施しております。それで受講者が、ちょっと今正確な数字は忘れましたが、30何名くらい受講しておりますが、現在のところ、この未受講者についてはいないと認識をしております。

それから、温泉地ごとに定期的な指導をしているのかという御質問でございますが、温泉地ごとに対しましてはですね、まずもっては、一応、年に2回消防訓練の実施義務がありますので、その防火対象物から指導の依頼があった場合については、出向してやっております。それから、防火管理者協議会という組織をですね、その宿泊施設又はその防火管理者全体で組織しているところも何ヵ所かございまして、その防火管理者協議会の中で研修がありますので、その研修の中で講話をやったりとか、そういう指導をしております。

それから次がですね、自主防災の関係でございますが、温泉地につきましてはですね、今申し上げましたとおり、全体的にその地区住民と一体になった温泉地の自主防災組織っていうのは、現在のところないというふうに聞いております。これもですね、現在ある、その防火管理者協議会とか、そういう組織を利用して、現在は指導しているところがございます。

それから、金銭の問題で違反が改善されないという場合があるかということでございますが、確かに数的には捉えておりませんが、金銭的な問題でその設備の改修がなかなかできないというところもあることはあります。ただ、そういう時ですね、そのままにしておくわけにはいきませんので、消防訓練を強くやっていただくとか、そのようなソフト的な指導で、現在のところ対応しているところでございます。以上です。

○議長（我妻弘国君） 消防長。

○消防長（大松敏二君） それでは、ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初御質問ありました、どうして栗原、登米とか、それから気仙沼・本吉、これ160とか140とかというふうに高くなっているんですか、なぜこんなに高いのかという御質問でございますけれども、実は、栗原が管内人口7万6,000人、それと登米が8万5,000人、そして気仙沼・本吉が9万3,000人ということで、人口はそれほど多くなっておりません。それに対しての職員数が現在、気仙沼・本吉が197名、栗原が165名、登米市が154名ということでございまして、その基準財政需要額の算出基準であります10万人の標準団体、それからいきますとこのようなパーセントが出てくるのかなというふうに感じております。

それから、もう1点ですけれども、非番職員の負担ということで大変ではないかということでしたが、確かにですね、先ほども御答弁申し上げましたとおり、当消防本部だけでございます、こういう査察、それから各種訓練、そして各種講習会ですか、これも全て非番員で、24時間勤務を終えた職員で賄っているのは当消防本部だけでございます。他の消防本部は全て日勤者とか専従員とか、そういうので賄っているのが実情でございますので、当消防本部の職員の負担っていうのは、かなり大きくなってるのかなっていうのは、私も重々承知しているところでございます。

それから、もう1つ、OBの協力ということでございますが、実際、将来的には、やはり、このOBの協力も得なければしょうがないのかなというふうには考えております。1点は、せっかく国家試験を持ってる救急救命士も現在、退職者数名おります、この資格が無駄になっておりますので、このOBの活用も今後考えていかなければならないと考えております。それから先ほどあったように査察に対してのOBの技能ですね、これも活かしていかなければならないというふうには考えております。しかしながら、これも全て再任用となりますと定数にカウントされるわけでございますので、先ほども申しましたとおり、来年の4月で204名ということでございますので、なかなかそれも難しいということから、先ほど理事長からも答弁ありましたけれども、各市町の財政事情ですか、大変厳しいのは我々も十分承知しておりますけれども、このへんを考えると、早い時期にですね、この長期的な、長い目を見た消防職員の増員計画を立てさせていただきまして、早いうちに理事会のほうに御提案させていただきたいなと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 2番佐藤英雄君、再々質問どうぞ。

○2番（佐藤英雄君） 今回このような質問したのは、福山の火災がそういうずさんなところ、事業者もずさんなところがあつたということで、今回、このような質問をしたわけですね。それと、やはりもっと事業者に意識を高めてもらうことが必要なのかと思っております。そういう点、厳しい査察をしていただきたいということでございます。

それとやはり、OBの再任用までいなくても、せめて費用弁償でそういうところに出てもらおうとか、そういうぐらいはできるのかなと思うんですが、そこらへんも少し検討していただいて理事者側に提案していただければと思っております。

まずは少ない人数でやってるわけですから、士気を高めるように消防長からも皆さんに言っていただいとすることで、質問を終わります。

○議長（我妻弘国君） 答弁求めますか。（「あれば」の声あり）どうぞ。

○消防長（大松敏二君） ただ今は、佐藤英雄議員、大変この建設的な意見いただきまして、ありがとうございます。これからはですね、職員一同、地域住民の安心安全のために頑張っているところでございますので、今後とも御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 以上で、2番佐藤英雄君の一般質問を終わります。

これをもって、今定例会の一般質問を終結いたします。

日程第6 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（我妻弘国君） 日程第6、報告第1号繰越明許費繰越計算書（一般会計分）について及び報告第2号繰越明許費繰越計算書（仙南芸術文化センター特別会計分）についてを一括して報告を求めます。風間理事長

○理事長（風間康静君） 報告第1号及び報告第2号繰越明許費繰越計算書について、一括して御報告を申し上げます。

平成24年3月29日の第210回議会臨時会においてお認めをいただきました平成23年度仙南地域広域行政事務組合一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計の繰越明許費について、一般会計にあつては合計7事業で10億6,734万4,080円を、また、仙南芸術文化センター事業特別会計にあつては1事業で525万円について、平成24年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 続いて詳細説明を求めます。阿部企画財政課長。

○企画財政課長（阿部和之君） それでは理事長の命によりまして詳細説明をさせていただきます。

まず報告第1号です。こちらは一般会計に係る繰越明許費繰越計算書となっております。議案書の2ページお願いしたいと思います。

翌年度繰越額は合計で10億6,734万4,080円となっております。繰越事業の内容といたしましては、5款1項消防費に係る消防救急デジタル無線電波伝搬調査・基本設計業務委託料に係る経費で540万5,580円を、9款1項消防防災施設災害復旧費といたしまして消防救急無線のデジタル化に係る5つの事業の総額で10億3,201万3,500円を、9款2項保健衛生施設等災害復旧費に係るあぶくま斎苑の搬入路法面復旧工事で2,992万5,000円を平成24年度に繰越したものでございます。

こちらは災害復旧費関係では、ほぼ限度額どおりの繰越しとなっておりますが、消防費に係る事業だけが限度額を下回り、繰越しを行っております。これは、契約の相手方であります宮城県とその再委託先の事業者との間で契約金額の変更が出てきたことから、契約減となりました271万6,420円を減額し、繰越しを行ったものです。全体の繰越財源といたしましては、東日本大震災に係る消防防災施設及び設備の災害復旧費補助金6億9,815万9,000円、保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金1,184万1,000円、台風15号に係る災害復旧債1,450万円を未収入特定財源として繰越し、残りは一般財源3億4,284万

4,080円となっております。

続きまして、報告第2号です。こちらは特別会計に係る繰越計算書となっております。議案書の4ページお願いしたいと思います。

特別会計のほうでは、3款1項公立社会教育施設災害復旧費の施設災害復旧工事に係る経費525万円を平成24年度に繰越したものでございます。繰越しの財源といたしましては、一般財源315万6,000円のほか、公立社会教育施設災害復旧費国庫補助金209万4,000円を未収入特定財源として繰越しを行っております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第1号及び報告第2号を終わります。

日程第7 第16号議案 監査委員の選任について

○議長（我妻弘国君） 日程第7、第16号議案監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで暫時休憩し、全員協議会を開きます。議員の方々は、議員控室にお集まり願います。

午後 3時55分 休憩

午後 3時59分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

第16号議案について、理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） 第16号議案監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

当組合の監査委員として、識見を有する者のうちから選任をいたしております小原研一君は、来る7月29日をもって任期満了となりますことから、後任として新たに丸森町監査委員の佐藤長壽郎君を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。同君は、お配りしております経歴のとおり、長らく宮城県職員として勤務、仙南保健福祉事務所次長、大河原地方振興事務所次長、大河原土木事務所次長等を歴任されました。人格高潔にして行政全般にわたり精通しておられる方で、現在、丸森町の代表監査委員としてその任にありますので、当組合監査委員として最適任であると存じます。

何卒、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議会先例により討論を省略させていただきます。

直ちに採決に入ります。

ただ今、議題になっております第16号議案監査委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、第16号議案は、同意することに決定いたしました。

ただ今、監査委員に同意されました佐藤長壽郎君から、挨拶したい旨の申し出がありますので、この際、これを許します。どうぞ。

○監査委員（佐藤長壽郎君） 丸森町の佐藤長壽郎です。よろしくどうぞお願いします。

ただ今、監査委員の選任に議会の皆様方から御同意いただきまして誠にありがとうございます。事の重大さに今、身が引き締まる思いでいるところでございます。私自身、町の監査委員としては昨年の4月に就任したばかりで、まだ1年ちょっとと日は短く、まだまだ未熟者ではございますが、議会選出の管原議員と協力いたしまして、皆様の御指導のもとに、適正に組合の監査を行っていきたいと思っております。今後ともよろしくどうぞお願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

日程第8 第17号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第7号））

○議長（我妻弘国君） 日程第8、第17号議案専決処分の承認を求めることについて（平成23年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。理事長。

○理事長（風間康静君） 第17号議案専決処分の承認を求めることについて御説明をいたします。

専決処分をした内容は、平成23年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第7号）で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,806万3,000円を追加し、予算の総額を56億235万4,000円といたしたものであります。この専決事案については、去る3月29日の第210回議会臨時会において、平成23年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）を可決いただきましたが、この補正予算を編成した後に、宮城県から循環型社会形成推進交付金の追加交付決定通知があり、その後に公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からペットボトル入札拠出金の収入があったことから、これらを併せ、一般会計補正予算（第7号）を編成し、議会を招集する時間的余裕がなかつ

たことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

補正の詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 続いて詳細説明を求めます。阿部企画財政課長。

○企画財政課長（阿部和之君） それでは、第17号議案につきまして、理事長の命により詳細説明をさせていただきます。

別冊の3月補正予算書の1ページお願いしたいと思います。表紙の左上に専決処分と書かれている冊子のほうになっております。こちらの1ページお開きください。

こちら一般会計補正予算（第7号）となっております。歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,806万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億235万4,000円としたものでございます。

5ページ、6ページお開きいただきたいと思います。

こちら歳入予算の補正になっております。3款国庫支出金、1項、3目の衛生費国庫補助金で1,482万3,000円の追加となっております。これは、（仮称）仙南クリーンセンターに係る循環型社会形成推進交付金につきまして、1,482万3,000円の追加交付があったものでございます。続きまして、5款財産収入、2項、1目の物品売払収入におきまして、仙南リサイクルセンターの資源回収物売払代2,324万円を追加したものです。これは仙南リサイクルで処理したペットボトルにつきましては、圧縮梱包後、容器包装リサイクル協会のほうに引渡しております。容器包装リサイクル協会のほうでは、その後処理を行い、売払いのほうを行っております。その結果、入札拠出金いわゆる精算金といったしまして、同協会から平成24年2月分までの2,324万円の収入があったものでございます。

続きまして、歳出予算の補正ですが、7ページ、8ページお開きいただきたいと思います。

4款衛生費、2項、1目清掃総務費で、財政調整基金積立金としまして2,600万円を追加しております。これは財産売払収入の追加に伴いまして、仙南リサイクルセンターの財政調整基金のほうに2,600万円の積立を行うものでございます。8款予備費ですが、歳入歳出予算の調整のため1,206万3,000円を追加いたしております。

以上が専決処分しました一般会計補正予算（第7号）です。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「はい」の声あり）馬場君。

○6番（馬場勝彦君） 何点かちょっと確認をさせていただきたいんですが、先ほど理事長の提案理由の中にですね、去る3月29日に臨時会があったと、その時の補正予算を編

成した後に、県から今回の循環型社会形成推進交付金の通知があったという説明がございましたが、県からの通知というのはいつ頃組合のほうに入ったのか、まず、その件について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。助役。

○助役（岩間利裕君） 馬場議員の御質問にお答えをいたします。

県からのこの補助金の通知につきましては、3月の16日の金曜日に県のほうから担当課のほうに連絡がございました。それで次の週の3月の19日が理事会招集となつてまして、3月の19日に、この額の確定、理事会終了後に来たということでございまして、先ほど、馬場議員の3月29日は、臨時議会の招集をお願いしたということで、県から通知が来たのはそういうことでございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（馬場勝彦君） 今の助役の説明だと、3月の16日に県から連絡を受けてると。当組合、確か議会運営委員会が、確か3月の23日に開催したはずであります。本来であれば、16日に通知が来ている段階、その後に議会運営委員会があった、であればですね、この専決処分をせずに3月の29日の臨時議会に、当然、議決行為として出すのが本来の筋ではないかと、私そのように理解をするんですが、なぜ、こういう形の中で専決処分を行ってしまったのか、これについて、もうちょっと細部について説明を求めたいと思います。

○議長（我妻弘国君） はい、助役。

○助役（岩間利裕君） 馬場議員の御質問にお答えをいたします。

当組合は、議員御承知のとおり理事会制ということで管理者制ではございません。御承知のとおり理事会は合議制（一聞き取れず）ということでございまして、議会の議決を経るべき議案等についての権限というものは、理事長ではなく理事会ということになっておりまして、理事会に付議をして、その議決つていきますか承認を得ることが必要になります。

先ほど、日にち申し上げましたけれども、3月19日に3月29日の議会を招集するための理事会を開催をさせていただきました。県からの通知が来たのが3月16日で、理事会終了後の19日の後にその額の確定とかですね、そういったことが分かってきましたので、理事会の時に議論する余裕がなかったということでございます。

もう一つはですね、先ほど理事長の答弁といいますか説明にもありましたように、容器包装プラスチックの拠出金が毎年、年度末にまいるということで、これが3月の、今年はですね、3月の28日にこの拠出金が確定をいたしました。これが、ちょっと前もつての連絡がですね、通常ですと1,000万位なんですけど、昨年度は2,800万と結構大きな額でございましたので、これと合わせてですね、お願いするしかないのかなということで、私どもで判断をさせていただいて、理事長と相談をいたしまして3月の30日に理事長に

専決をさせていただいたということで、3月の29日の議会にですね、予算編成とか理事会に諮るということが、ちょっと構成市町でも、その当時、ずっと議会等が入ってましたので、理事会を招集する暇もございませんでしたので、こういった措置をさせていただいたところでございましたので、何卒、御了承賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○6番（馬場勝彦君） 専決処分につきましてはですね、地方自治法で認められてますし、それはある程度理解をします。しかしですね、鹿児島のある師が専決処分を乱用して問題が起きてました。やはり、この専決処分のあり方、やり方っていうのは、今、我々議会の中でも、色々、議論されてることでございますので、日程的にと言いますが、仙南広域は特殊でございますが、やはり、こういう形の専決処分というのは、私はあまり好ましいことではないと思っておりますので、やはり、出来るだけですね、専決処分扱いをするような形じゃない形の中で、今後も議会開催、予算、議案等の提出を望みたいと思っておりますので、そのへん、よろしく要望したいと思います。

○議長（我妻弘国君） 要望でよろしいですか。（「はい、いいです」の声あり）

他に質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第17号議案専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案は原案のとおり承認することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、第17号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第9 第18号議案 屈折梯子付消防自動車の取得について

○議長（我妻弘国君） 日程第9、第18号議案屈折梯子付消防自動車の取得についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。理事長。

○理事長（風間康静君） 第18号議案屈折梯子付消防自動車の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、白石消防署に配備しております24m級梯子付消防ポンプ自動車は、昭和58年1月の配備以来29年を経過し、車体本体の劣化とともに、エンジン及びポンプ各部の老朽化が著しく、梯子車の生命線とも言える梯子本体部分、昇降機部分及び梯子先端のバスケット部分の経年劣化により、要救助者の安全性の確保が困難となっており、災害時に

おける救助活動に支障を来す懸念がある状況から、消防車両の更新計画に基づき、想定される使用条件等を勘案した結果、車体自体が小型化され、狭い道路でも走行し易いうえに、活動作業半径が広く、高所放水性能も高い25m級の屈折梯子付消防自動車として、更新整備を行うものであります。

入札参加業者につきましては、資格、信用、保障能力共に十分である屈折梯子付消防自動車の製造及び納品メーカー7者を指名し、地方自治法施行令第167条第2号の規定により、去る6月25日に第3回目まで入札を行いました。落札せず、同施行令第167条の2第1項第8号の規定により見積書を徴収した結果、株式会社モリタ仙台支店を契約相手方と定め、取得価格1億951万5,000円をもって、同29日付けで物品売買仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び仙南地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

参考として、入札経過に関する資料を添付いたしておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第18号議案屈折梯子付消防自動車の取得についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10 第19号議案 水槽付消防ポンプ自動車の取得について

○議長（我妻弘国君） 日程第10、第19号議案水槽付消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。理事長。

○理事長（風間康静君） 第19号議案水槽付消防ポンプ自動車の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、角田消防署に配備しております水槽付消防ポンプ自動車は、平成6年10月の配備以来17年を経過しており、車両本体の劣化とともに、エンジン及びポンプ各部の老朽化が著しく、水槽付消防ポンプ自動車としての機能が低下し、火災時における送水操作等に支障を来す懸念がある状況から、消防車両の更新計画に基づき、更新整備を行うも

のであります。

入札参加業者につきましては、資格、信用、保障能力共に十分である水槽付消防ポンプ自動車の製造及び納品メーカー 9 者を指名し、地方自治法施行令第167条第2号の規定により、去る6月25日に第3回目までの入札を行いました。落札せず、同施行令第167条の2第1項第8号の規定により見積書を徴収した結果、トーハツ県南サービス株式会社を契約の相手方と定め、取得価格4,830万円をもって、同29日付けで物品売買仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び仙南地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

参考として、入札経過に関する資料を添付いたしましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第19号議案水槽付消防ポンプ自動車の取得についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11 第20号議案 仙南地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第11、第20号議案仙南地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。理事長。

○理事長（風間康静君） 第20号議案仙南地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

当組合におきましても、構成市町と同様、本条例を定めて、個人情報の適正な取扱いにあたっておりますが、近年、傾向としまして職員採用試験の際の自分自身の点数を知りたいという開示要求が増えております。現行の取扱いですと、本人から開示請求書を提出してもらい、理事長の決裁を経て開示するという手順となりますが、特に遠方からの受験者は、何度も足を運ぶこととなり、気の毒な状況にあります。

そこで、今回新たに第16条の2を加えまして、別に定める個人情報は、口頭によって

開示請求ができるようにするものであります。この別に定めるとは、職員採用試験の際の本人の得点に限りと限定しており、取扱要領を別途定め明確にし、受験票や運転免許証等により本人を確認したうえで、開示をしていくという改正内容であります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第20号議案仙南地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12 第21号議案 平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（我妻弘国君） 日程第12、第21号議案平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。理事長。

○理事長（風間康静君） 第21号議案平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,072万7,000円を追加し、予算の総額を46億7,718万3,000円にいたそうとするもので、内容は、白石消防署蔵王出張所及び大河原消防署川崎出張所の庁舎建設工事の増額であります。

新聞等の報道により、各位御承知のことと思いますが、大震災の復旧事業により、建設資材や技術者、職人が不足し、価格、人件費ともに高騰している状況から、公共団体発注の工事が入札不調となるケースが相次いでおります。

大河原消防署川崎出張所庁舎建設工事については、庁舎建築工事、設備工事及び電気工事に3分割し、庁舎建築工事については、地方自治法施行令第167条第2号により、管内の20者を選定して、去る4月27日に入札を執行しましたが不調となり、続いて仙台市内の10者を再選定して5月25日に入札を執行しようとしたしましたが、全者が辞退し、やむなく入札を中止したところであります。川崎出張所建設工事については、去る3月30日付けで平成23年度森林・林業・木材産業づくり交付金の対象に採択され、今年度中の工事完成が必須のものとなっていることから、予算額の積算を見直し、工事費を増額いた

そうとするものであります。

また、蔵王出張所庁舎建設工事についても、平成24年度森林・林業・木材産業づくり交付金の申請中であり、町による建設予定地の遺跡発掘調査が終了次第、入札を執り行う予定としておりますが、川崎出張所同様、建設資材や人件費等が高騰していることから、工事費予算額の積算を見直し、両出張所の年度内完成を目指すものであります。

補正の詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 続いて詳細説明を求めます。阿部企画財政課長。

○企画財政課長（阿部和之君） それでは理事長の命によりまして、第21号議案平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について、詳細説明をさせていただきます。

7月補正予算書の1ページお開きいただきたいと思います。

まず、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,072万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億7,718万3,000円とするものです。次に地方債の補正です。第2表、地方債補正といたしまして、地方債の変更を行っております。

それでは、歳入歳出予算の補正の歳出のほうから説明させていただきたいと思います。8ページ、9ページお願いしたいと思います。

まず、5款、1項消防費で5,269万3,000円を追加いたしております。この中身といたしましては、3目の白石消防署蔵王出張所と4目の大河原消防署川崎出張所の庁舎建設費の工事請負費にそれぞれ2,927万円と2,342万3,000円を追加するものでございます。東日本大震災後の復旧復興工事の増加に伴いまして、人件費、建築資材等が高騰しておりまして、今回、追加補正をするものでございます。補正前と比較しますと、蔵王出張所で約25%の増、川崎出張所のほうで約20%の増となっております。蔵王出張所のほうが約5%ほど高くなっておりますのは、鉄骨から木造へと設計変更を行ったことによりまして、5%高くなっているものでございます。

次に、8款予備費ですが、歳入歳出予算調整のため196万6,000円を減額いたしております。

続きまして、6ページ、7ページお願いしたいと思います。

こちら、歳入予算の補正になります。まず、下段の9款国庫支出金を御覧いただきたいと思います。今回新たに国庫支出金といたしまして款を追加いたしております。消防の蔵王、川崎両出張所を木造で建設することによりまして、森林・林業・木材産業づくり交付金といたしまして5,632万7,000円の交付を受けるものでございます。こちら内訳といたしましては、蔵王出張所分が3,149万6,000円、川崎出張所分が2,483万1,000円となっております。補助率は対象事業費の2分の1となっております。

続きまして、上段の8款組合債のほうを御覧いただきたいと思います。2目の消防債

で560万円を減額いたしております。蔵王、川崎両出張所建設に国庫支出金がついたことによりまして、消防債が減額となっております。蔵王分で310万円の減額、川崎分で250万円の減額となっております。

最後に3ページお願いしたいと思います。

第2表、地方債補正です。ただ今説明しましたとおり消防施設整備事業に係る起債を560万円減額いたしまして、起債の限度額を3億4,970万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

以上で第21号議案平成24年度組合一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります
よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「はい」の声あり）17番海川さん。

○17番（海川正則君） 私は、この議案に対しては賛成です。森林補助がありますので、出来るだけ多く地域の活性化のために、地元の林材を使って使用することが望ましいと思いますので、付け加えて賛成と同時にお願いをしておきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 他に質疑ありませんか。12番吉野敏明君。

○12番（吉野敏明君） すいません、ちょっと確認させていただきたいんですが、今の課長の説明では、一部鉄骨を木造に仕様変更があったがためにですね、今回、予算が増えたって理解してよろしいのでしょうか。

それプラス、先ほどお話しがあったとおり、震災以降の部材、人件費の高騰でこのように予算額が増えたっていう形で理解していいのかどうか、そのへんの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。はい、課長。

○企画財政課長（阿部和之君） ただ今の吉野議員の質問にお答えいたします。

まず、約20%川崎出張所のほうで増額となっておりますわけなんですけども、この分につきましては純粋に東日本大震災からの復旧復興に係る人件費、建築資材の増に伴う増額分と考えていただいてよろしいかと存じます。

それと比較いたしまして、蔵王出張所分は川崎出張所よりも5%多い25%の増となっておりますわけなんですけども、この5%増分が森林木材の国庫補助金をいただくことによりまして、鉄骨から木造へ設計変更したことによりまして5%ほど高くなったということでございます。

○議長（我妻弘国君） はい、再質問、吉野敏明君。

○12番（吉野敏明君） はい、分かりました。この説明書を見ますとですね、予算額の積算を見直し、工事費の増額をいたそうとするものです、どこの町でも最近はですね、建設業界の、震災以降大変忙しいっていうことで、どこもこういった事例があるのは分かっているわけなんですけど、予算がですね、やっぱり20%ほど高騰しているっていうのは、

設計段階で、この予算高騰がですね、配慮した形で予算計上していなかったのか、そのへんのところを答弁していただければと思います。

○議長（我妻弘国君） 暫時休憩します。

午後 4時33分 休憩

午後 4時33分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。助役。

○助役（岩間利裕君） 吉野議員の御質問にお答えしますが、設計した当初はですね、昨年の、蔵王の場合ですと9月、それから比べますと半年以上経った時期ということで、そのままということでやれるかどうかということでやりましたらこういう状況になったということで、設計変更せざるを得ないということでございます。川崎がやった結果そういうことで、蔵王の部分についても、そうせざるを得ないということでございました。川崎の場合も、昨年度の設計ということでございますので、そういった状況になったということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○12番（吉野敏明君） 是非ですね、この消防庁舎については、地元住民の安心安全を守る大切な施設でございますので、是非、業者さんをですね、うまく選定していただいて、スムーズな入札を行っていただいて、早めに運用できるようにですね、是非、尽力をしていただきたいと思います。終わります。

○議長（我妻弘国君） 他に質疑ありませんか。8番管原研治君。

○8番（管原研治君） ちょっと確認をさせてください。課長のほうの説明ですと、今回、この森林・林業・木材産業づくりの交付金をここに使うんで木造じゃないとダメになったと、そういうふうに私は理解したんです。今の助役の話ですと、どうもそれに整合性がないんですけれども、半年位経ってるんで、構造上、見直しをかけたっていうような話なんですけれども、そのへん、食い違いはないんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。助役。

○助役（岩間利裕君） 管原議員の御質問にお答えします。

蔵王の場合はですね、当初設計したときに、管理棟のほうなんですけど、事務所棟ですね、そちらのほうも鉄骨でやっていたということで、森林・林業・木材産業づくり交付金をいただくためには木造にしないといけないということで、事務所棟を鉄骨から木造に変えたということでございまして、先ほど、私の答弁がちょっと勘違いされたということであれば、そういうことでございますので、御理解をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 8番管原さん、よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

す。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第21号議案平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議が全部終了いたしました。

これをもちまして、第211回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後 4時37分 閉会